

第3編 組織・処務 大月都留広域事務組合プロジェクトチーム設置規程

○大月都留広域事務組合プロジェクトチーム設置規程

(令和6年3月27日訓令第1号)

大月都留広域事務組合清掃施設建設プロジェクトチーム設置規程(平成9年訓令第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)の主要な施策の推進並びに大月市及び都留市(以下「構成市」という。)との調整が必要な重要課題の解決を図るため、必要に応じプロジェクトチームを設置する。

(編成)

第2条 プロジェクトチームは、所長、次長及び構成市から派遣された組合長が任命する職員をもって編成する。

(所掌事務)

第3条 プロジェクトチームの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 組合の主要な施策

ア 清掃施設に関すること。

(ア) 施設の設置及び撤去

(イ) その他主要な施設の計画

イ 清掃施設周辺の環境整備に関すること。

(ア) 組合が事業主体となる施設の整備

(イ) その他環境整備の支援事務

(2) 構成市との調整が必要な重要課題

ア 組合運営の将来計画に関すること。

イ 組合財産の整理推進に関すること。

ウ その他構成市との重要な課題に関すること。

(リーダー等の設置)

第4条 プロジェクトチームに担当リーダー及び担当サブリーダーを置く。

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。